

# 労働組合法施行令の一部を改正する政令案の概要

## 1. 改正の趣旨

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「労組令」という。）第29条及び第30条では、労働委員会の行う和解に関する手続として、当事者への和解調書の正本等の送達に関する手続等を規定している。

このことについて、以下の観点から見直しを行うこととする。

- ・ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「改正民訴法」という。）により、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）における訴訟関係書類の送達に係る規定が改正されたこと
- ・ 公示送達（送達場所が不明等の場合に、一定の手続により送達があったものとみなす制度）について、①いわゆる「アナログ規制」に該当し、政府としてデジタル化を図っていく方針が示されていること※、及び、②改正民訴法において、情報通信技術を用いた公示送達の手法が示されたこと

※ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、各府省において、アナログ規制の横断的な見直しを行うこととされており、和解調書の正本等の公示送達に関して、労働委員会の掲示場に掲示すること等とする規定が、見直しの対象とされている書面掲示規制に該当する。

## 2. 改正の概要

- ・ 労組令第29条第2項の改正：準用している民訴法の規定が、改正民訴法により改正された（条項移動）ため、所要の規定の整備を行う。
- ・ 労組令第30条の改正：公示送達について、以下の措置をとることにより行うものとし、官報又は公報による公示送達を廃止する。
  - ①送達すべき書類を交付可能である旨を、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く※1こと
  - ②その旨が記載された書面を労働委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を労働委員会に設置した電子計算機で閲覧できる状態に置く※2こと

※1：労働委員会のホームページへの掲載を予定

※2：労働委員会に設置したPCによる表示を予定

## 3. 施行期日等

公布日：令和8年4月（予定）

施行期日：改正民訴法の施行の日（令和8年5月21日）